

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を改正する規則を公布する。

平成25年2月20日

京都市長 門川大作

京都市規則第47号

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を改正する規則

京都市住宅用家屋証明事務取扱規則の一部を次のように改正する。

第2条第4号を次のように改める。

- (4) 申請家屋が長期優良住宅の普及の促進に関する法律第10条第2号に規定する認定長期優良住宅であり、当該家屋が租税特別措置法施行令第41条の規定に該当することの証明を申請する場合にあっては、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則第2条第1項に規定する申請書の副本及び同規則第6条に規定する通知書（当該家屋に係る同法第9条第1項に規定する認定長期優良住宅建築等計画について同法第8条第1項の規定による変更の認定を受けた場合にあっては、同規則第8条又は第11条第1項に規定する申請書の副本及び同規則第9条に規定する通知書）

第2条第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 申請家屋が都市の低炭素化の促進に関する法律第2条第3項に規定する低炭素建築物であり、当該家屋が租税特別措置法施行令第41条の規定に該当することの証明を申請する場合にあっては、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則第41条第1項に規定する申請書の副本及び同規則第43条第2項に規定する通知書（当該家屋に係る同法第56条に規定する認定低炭素建築物新築等計画について同法第55条第1項の規定による変更の認定を受けた場合にあっては、同規則第45条に規定する申請書の副本及び同規則第46条において読み替えて準用する同規則第43条第2項に規定する通知書）

第1号様式注以外の部分中「認定長期優良住宅に該当するもの」を 特定認定長期優良住宅に該当するもの 認定低炭素住宅に該当するもの」に改める。

第2号様式注以外の部分中「特定認定長期優良住宅に該当するもの」を 特定認定長期優良住宅に該当するもの 認定低炭素住宅に該当するもの」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 従前の様式による用紙は、市長が認めるものに限り、当分の間、これを使用することができる。

(行財政局税務部税制課)